

(学外向け) 大阪府立大学校章使用承認基準 (内規)

2019年4月1日改定

大阪府立大学 (以下「本学」という) の校章使用承認の基準を次のとおり定める。

第1 使用基準

本学校章は、以下の目的で使用するものとする。

- (1) 本学の教育に関すること
- (2) 本学の研究に関すること
- (3) 本学の地域貢献に関すること
- (4) 本学の業務に関わること
- (5) その他大阪府立大学長が特に認めた場合

第2 使用承認の手続

本学校章の使用承認の申請及び承認手続については、以下のとおりとする。

ただし、本学の学生及び公立大学法人大阪に雇用される教職員が、教育研究活動並びに業務上、前項(1)~(5)の目的で使用する場合の申請及び承認手続方法については、別途定める。

(1) 申請

使用承認を受けようとする者は、本学校章の使用開始希望日の30日前までに、申請書(別紙様式)及び掲載予定原稿、見本等(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

(2) 審査基準

学長は、下記を基準に申請内容について審査し、使用承認の可否を決定する。

- ア 本学の事業に関する施策の普及、又は広報に寄与すること。もしくは、教育、研究、地域貢献、学生活動の推進に寄与すること
- イ 申請者の単なる個人的利益のための使用でないこと
- ウ 本学の品位やイメージを傷つけるような使用でないこと
- エ 使用にあたっては、校章及びロゴタイプ運用ガイドラインに準拠していること

(3) 承認等

学長は、使用承認の可否について、申請者に対しその旨を文書で通知する。

(4) 承認条件

- ア 校章の使用承認期間は、承認した日以後とし、使用は承認を得た範囲に限るものとする。
- イ 使用にあたって、本学は一切の経費を負担しないものとする。
- ウ 当初の申請内容に変更があった場合は、直ちに文書により届け出ること。
- エ 当該事業終了後、速やかに実施報告書(本学校章を使用した印刷物、物品等(写真等でも可)を添付)を提出すること。

(5) 使用承認の取消し

学長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、当該使用承認を取り消すことができる。また、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させたことにより損害が生じることがあっても、本学はその責を負わない。

- ア 当該使用承認申請書等の内容に虚偽があったとき
- イ 実施内容が申請内容と著しく異なるとき
- ウ 本学が付す当該使用承認の許可条件に違反したとき
- エ その他使用させることが不相当と認められるとき

第3 使用承認にあたっての特記事項

申請者が、校章を使用した物品等を販売することによって、相当額の収入を得る可能性が生じる場合は、使用料等について別途協議を行うものとする。

第4 事務取扱い

本学校章の使用にかかる事務は、大阪府立大学広報課において行う。